

No.	補助/単独	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及び	経済対策との関係	事業名【所管課】	事業期間	実施計画の事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	成果目標	※記載してください 事業の実施状況・事業費	交付金 充当額	※記載してください 事業の評価・効果検証																																																								
1	単	○	I. 物価高から国民生活を守る	冬季くらしの価格高騰対策生活給付金支給事業【福祉医療課】	開始 R6.1 終了 R6.3	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 1700世帯×70千円 事務費 1050千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 その他 として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯 (1700世帯)	対象世帯に対して令和6年1月までに支給を開始する	・町広報1月号、町HPに掲載(R6.1.5~) ・令和6年1月5日~プッシュ型通知、確認書等の発行 ・令和6年2月29日までの期間で申請受付を実施 ・令和6年3月13日までに、対象世帯の世帯主等に対し、当該給付金を支給(支給件数1591人分) 非課税世帯給付 1591世帯×70,000円=111,370,000円 <table border="1"> <tr><td>冬季くらしの価格高騰対策生活給付金</td><td>@</td><td>70,000 円</td><td>×</td><td>1,591 件</td><td>×</td><td>1 =</td><td>111,370,000 円</td></tr> <tr><td>消耗品費(用紙代等)</td><td>@</td><td>64,248 円</td><td>×</td><td>1 式</td><td>×</td><td>1 =</td><td>64,248 円</td></tr> <tr><td>印刷製本費(封筒印刷)</td><td>@</td><td>71,000 円</td><td>×</td><td>1 式</td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>78,100 円</td></tr> <tr><td>通信運搬費(発送・返信)</td><td>@</td><td>182,890 円</td><td>×</td><td>1 式</td><td>×</td><td>1 =</td><td>182,890 円</td></tr> <tr><td>手数料(振込手数料)</td><td>@</td><td>177,340 円</td><td>×</td><td>1 式</td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>195,074 円</td></tr> <tr><td>システム改修負担金</td><td>@</td><td>211,000 円</td><td>×</td><td>1 式</td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>232,100 円</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>112,122,412 円</td></tr> </table>	冬季くらしの価格高騰対策生活給付金	@	70,000 円	×	1,591 件	×	1 =	111,370,000 円	消耗品費(用紙代等)	@	64,248 円	×	1 式	×	1 =	64,248 円	印刷製本費(封筒印刷)	@	71,000 円	×	1 式	×	1.1 =	78,100 円	通信運搬費(発送・返信)	@	182,890 円	×	1 式	×	1 =	182,890 円	手数料(振込手数料)	@	177,340 円	×	1 式	×	1.1 =	195,074 円	システム改修負担金	@	211,000 円	×	1 式	×	1.1 =	232,100 円	合計							112,122,412 円	(低所得支援枠) 111,370,000 (低所得支援枠事務費) 752,412 円	生活に必要なエネルギーや食料品等の長引く価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯1591世帯)に対して、R6.130より支給を開始し、対象世帯の冬場の負担軽減を図ることができた。
冬季くらしの価格高騰対策生活給付金	@	70,000 円	×	1,591 件	×	1 =	111,370,000 円																																																											
消耗品費(用紙代等)	@	64,248 円	×	1 式	×	1 =	64,248 円																																																											
印刷製本費(封筒印刷)	@	71,000 円	×	1 式	×	1.1 =	78,100 円																																																											
通信運搬費(発送・返信)	@	182,890 円	×	1 式	×	1 =	182,890 円																																																											
手数料(振込手数料)	@	177,340 円	×	1 式	×	1.1 =	195,074 円																																																											
システム改修負担金	@	211,000 円	×	1 式	×	1.1 =	232,100 円																																																											
合計							112,122,412 円																																																											
2	単	○	I. 物価高から国民生活を守る	俱知安くらしの生活応援給付金(住民税均等割のみ課税世帯向け)支給事業【福祉医療課】	開始 R6.2 終了 R7.3	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金 ③給付金額 R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 400世帯×100千円 事務費 748千円 (消耗品等需用費 110千円、通信運搬費等役務費 143千円、システム改修費 495千円) ④基準日時点で本町の住民記録台帳に記録された令和5年度住民税均等割のみ課税世帯(400世帯)	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	・町広報2月号、町HPに掲載(R6.2.5~) ・令和6年2月5日~確認書等の発行 ・令和6年3月6日までの期間で申請受付を実施 ・令和6年3月22日に、令和5年度分として対象世帯の世帯主等に対し、当該給付金を支給(令和5年度末までの支給件数250人分) 住民税均等割のみ課税世帯給付 250世帯×100,000円=25,000,000円 ※未執行額分 150世帯×100,000円は、令和6年度へ繰越する <table border="1"> <tr><td>くらしの生活応援給付金</td><td>@</td><td>100,000 円</td><td>×</td><td>273 件</td><td>×</td><td>1 =</td><td>27,300,000 円</td></tr> <tr><td>消耗品費(用紙代等)</td><td>@</td><td>45,000 円</td><td>×</td><td>1 式</td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>49,500 円</td></tr> <tr><td>印刷製本費(封筒印刷)</td><td>@</td><td>21,500 円</td><td>×</td><td>1 式</td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>23,650 円</td></tr> <tr><td>通信運搬費(発送・返信)</td><td>@</td><td>44,372 円</td><td>×</td><td>1 式</td><td>×</td><td>1 =</td><td>46,154 円</td></tr> <tr><td>手数料(振込手数料)</td><td>@</td><td>30,230 円</td><td>×</td><td>1 式</td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>33,253 円</td></tr> <tr><td>システム改修負担金</td><td>@</td><td>450,000 円</td><td>×</td><td>1 式</td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>495,000 円</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>27,947,557 円</td></tr> </table>	くらしの生活応援給付金	@	100,000 円	×	273 件	×	1 =	27,300,000 円	消耗品費(用紙代等)	@	45,000 円	×	1 式	×	1.1 =	49,500 円	印刷製本費(封筒印刷)	@	21,500 円	×	1 式	×	1.1 =	23,650 円	通信運搬費(発送・返信)	@	44,372 円	×	1 式	×	1 =	46,154 円	手数料(振込手数料)	@	30,230 円	×	1 式	×	1.1 =	33,253 円	システム改修負担金	@	450,000 円	×	1 式	×	1.1 =	495,000 円	合計							27,947,557 円	(一体支援枠) 27,300,000 (一体支援枠事務費) 647,557 円	長引く物価高による生活費の負担増を踏まえ、これまで対策を講じていなかった低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯)に対して、令和6年3月より支給を開始することで、対象世帯(273世帯)の負担軽減を図り、生活維持につなげることができた。
くらしの生活応援給付金	@	100,000 円	×	273 件	×	1 =	27,300,000 円																																																											
消耗品費(用紙代等)	@	45,000 円	×	1 式	×	1.1 =	49,500 円																																																											
印刷製本費(封筒印刷)	@	21,500 円	×	1 式	×	1.1 =	23,650 円																																																											
通信運搬費(発送・返信)	@	44,372 円	×	1 式	×	1 =	46,154 円																																																											
手数料(振込手数料)	@	30,230 円	×	1 式	×	1.1 =	33,253 円																																																											
システム改修負担金	@	450,000 円	×	1 式	×	1.1 =	495,000 円																																																											
合計							27,947,557 円																																																											
3	単	○	I. 物価高から国民生活を守る	俱知安くらしの生活応援給付金(こども加算)支給事業【福祉医療課】	開始 R6.1 終了 R6.3	①物価高が続く中で低所得世帯への支援(こども加算)を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金(こども加算)の事務費 ③事務費 374千円(こども加算を行うためのシステム改修費用) ④基準日時点で18歳以下のこどもを扶養する本町の住民記録台帳に記録されたこども加算対象世帯(約150世帯、約250人分)	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	・低所得世帯(非課税、均等割のみ課税の世帯)への支援(こども加算)を行うためのシステム改修を実施 <table border="1"> <tr><td>システム改修負担金</td><td>@</td><td>340,000 円</td><td>×</td><td>1 式</td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>374,000 円</td></tr> <tr><td></td><td>@</td><td>円</td><td>×</td><td></td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>- 円</td></tr> <tr><td></td><td>@</td><td>円</td><td>×</td><td></td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>- 円</td></tr> <tr><td></td><td>@</td><td>円</td><td>×</td><td></td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>- 円</td></tr> <tr><td></td><td>@</td><td>円</td><td>×</td><td></td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>- 円</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>374,000 円</td></tr> </table>	システム改修負担金	@	340,000 円	×	1 式	×	1.1 =	374,000 円		@	円	×		×	1.1 =	- 円		@	円	×		×	1.1 =	- 円		@	円	×		×	1.1 =	- 円		@	円	×		×	1.1 =	- 円	合計							374,000 円	(一体支援枠事務費) 374,000 円	令和5年度は、本交付金を活用した高校生世代向け子育て応援給付金支給事業(本表No.5)を実施していたため、同時期の手続き等の煩雑化を避けるため、低所得世帯(非課税、均等割のみ課税の世帯)にかかるこども加算については、実施していない。 ただし、令和6年度早期の支給を行うため、こども加算に対応するシステム改修を実施している。								
システム改修負担金	@	340,000 円	×	1 式	×	1.1 =	374,000 円																																																											
	@	円	×		×	1.1 =	- 円																																																											
	@	円	×		×	1.1 =	- 円																																																											
	@	円	×		×	1.1 =	- 円																																																											
	@	円	×		×	1.1 =	- 円																																																											
合計							374,000 円																																																											
4	単	○	I. 物価高から国民生活を守る	冬季くらしの価格高騰対策生活給付金支給事業(家計急変世帯)【福祉医療課】	開始 R6.1 終了 R6.3	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯(家計急変世帯)への給付金 ③給付金 1,400千円(家計急変世帯20世帯×70,000円) ④基準日時点で本町の住民記録台帳に記録された令和5年度住民税課税世帯で、R5.6.1以降家計が非課税相当まで急変した世帯(20世帯)	対象世帯に対して、令和6年2月までに支給を開始する	・町広報1月号、町HPに掲載(R6.1.5~) ・令和6年1月5日~窓口受付開始、申請書類の発行(郵送希望者) ・令和6年2月29日までの期間で申請受付を実施 ・令和6年3月13日までに、対象世帯の世帯主等に対し、当該給付金を支給(支給件数13人分) 家計急変世帯給付 13世帯×70,000円=910,000円 <table border="1"> <tr><td>冬季くらしの価格高騰対策生活給付金</td><td>@</td><td>70,000 円</td><td>×</td><td>13</td><td>×</td><td>1 =</td><td>910,000 円</td></tr> <tr><td></td><td>@</td><td>円</td><td>×</td><td></td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>- 円</td></tr> <tr><td></td><td>@</td><td>円</td><td>×</td><td></td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>- 円</td></tr> <tr><td></td><td>@</td><td>円</td><td>×</td><td></td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>- 円</td></tr> <tr><td></td><td>@</td><td>円</td><td>×</td><td></td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>- 円</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>910,000 円</td></tr> </table>	冬季くらしの価格高騰対策生活給付金	@	70,000 円	×	13	×	1 =	910,000 円		@	円	×		×	1.1 =	- 円		@	円	×		×	1.1 =	- 円		@	円	×		×	1.1 =	- 円		@	円	×		×	1.1 =	- 円	合計							910,000 円	(推奨事業メニュー分) 910,000 円	生活に必要なエネルギーや食料品等の長引く価格高騰による負担増を踏まえ、令和5年中に家計の急激な減があり、家計への影響が大きい家計急性世帯(13世帯)に対して、R6.130より支給を開始し、対象世帯の冬場の負担軽減を図ることができた。								
冬季くらしの価格高騰対策生活給付金	@	70,000 円	×	13	×	1 =	910,000 円																																																											
	@	円	×		×	1.1 =	- 円																																																											
	@	円	×		×	1.1 =	- 円																																																											
	@	円	×		×	1.1 =	- 円																																																											
	@	円	×		×	1.1 =	- 円																																																											
合計							910,000 円																																																											
5	単	○	I. 物価高から国民生活を守る	くっちゃん子(高校生世代)子育て応援給付金支給事業【こども未来課】	開始 R5.12 終了 R6.3	①長引く物価高騰による町民の生活費等の負担増を踏まえ、児童手当の対象となっていない高校生世代のこどもを養育する保護者等に対し給付金を支給し、くらしを支援する。 ②高校生世代のこどもを養育する保護者等に対し、子育て応援給付金を支給するための経費を交付対象経費とする。 ③給付金 20,000千円(50,000円×400人) 消耗品 4千円 郵送料 34千円(@84円×400通) 振込手数料 27千円(@66円×400件) <一般財源 3,565千円充当> ④令和5年11月30日時点で本町の住民基本台帳に記録され、かつ、対象のこどもを養育する者 【対象のこども】 令和5年11月30日時点で本町の住民基本台帳に記録されている平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれたこども。ただし、婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情を含む)及び就業等で高校生世代を養育する者の扶養親族でなくなったこどもは対象外	対象となるこども約360人分に給付金の支給	・町広報1月号、町HPに掲載 ・令和5年12月29日~令和6年2月29日までの期間で申請受付を実施 ・令和6年3月22日までに、高校生世代のこどもを養育する保護者等に対し、当該給付金を支給(支給件数349人分) ・事務費 消耗品 4,400円 通信運搬費 23,360円 振込手数料 21,648円 給付金 17,450千円 <table border="1"> <tr><td>くっちゃん子(高校生世代)子育て応援給付金</td><td>@</td><td>50,000 円</td><td>×</td><td>349 人</td><td>×</td><td>1 =</td><td>17,450,000 円</td></tr> <tr><td>消耗品費(申請用紙用)</td><td>@</td><td>4,400 円</td><td>×</td><td>1 冊</td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>4,400 円</td></tr> <tr><td>通信運搬費(案内発送)</td><td>@</td><td>73 円</td><td>×</td><td>320 世帯</td><td>×</td><td>1 =</td><td>23,360 円</td></tr> <tr><td>手数料(振込手数料)</td><td>@</td><td>60 円</td><td>×</td><td>328</td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>21,648 円</td></tr> <tr><td></td><td>@</td><td>円</td><td>×</td><td></td><td>×</td><td>1.1 =</td><td>- 円</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>17,499,408 円</td></tr> </table>	くっちゃん子(高校生世代)子育て応援給付金	@	50,000 円	×	349 人	×	1 =	17,450,000 円	消耗品費(申請用紙用)	@	4,400 円	×	1 冊	×	1.1 =	4,400 円	通信運搬費(案内発送)	@	73 円	×	320 世帯	×	1 =	23,360 円	手数料(振込手数料)	@	60 円	×	328	×	1.1 =	21,648 円		@	円	×		×	1.1 =	- 円	合計							17,499,408 円	(推奨事業メニュー分) 16,990,000 円	長期化する物価高騰における町民の生活費等の負担増を踏まえ、従来から児童手当の対象となっていない高校生世代のこどもを養育する保護者等に対し給付金を支給することで、保護者等に安心感を与えるとともに、生活の一役を担うことができた。								
くっちゃん子(高校生世代)子育て応援給付金	@	50,000 円	×	349 人	×	1 =	17,450,000 円																																																											
消耗品費(申請用紙用)	@	4,400 円	×	1 冊	×	1.1 =	4,400 円																																																											
通信運搬費(案内発送)	@	73 円	×	320 世帯	×	1 =	23,360 円																																																											
手数料(振込手数料)	@	60 円	×	328	×	1.1 =	21,648 円																																																											
	@	円	×		×	1.1 =	- 円																																																											
合計							17,499,408 円																																																											

事業実施状況及び効果検証に関する資料

（令和7年3月末時点）

No.	補助/単独	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	経済対策との関係	事業名【所管課】	事業期間	実施計画の事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	成果目標	※記載してください 事業の実施状況・事業費	交付金 充当額	※記載してください 事業の評価・効果検証
6	単	○	I. 物価高から国民生活を守る	町内会等交付金(エネルギー価格高騰対策支援)支給事業【住民環境課】	開始 R5.12 終了 R6.3	①長引くエネルギー価格・物価高騰の中町内の夜間における犯罪防止と通行の安全のために街路防犯灯を設置、維持管理する町内会等に対し、街路防犯灯電気料金を交付し町内会等の経費の負担軽減を図る。 ②町内会等へ街路防犯灯電気料金を交付する経費を交付対象経費とする。 ③交付金 2,429千円(74町内会等分) (町内会等の区分に応じ、1年間に支払った電気料金に100分の55または100分の15を乗じて得られる額 <一般財源 629千円充当> ④俱知安町町内会等交付金交付要綱により交付金を受けている74町内会等	対象となる74町内会等に交付金を交付	・令和6年1月16日までに町内会・自治振興会へ補助金を交付 ・交付件数 74町内会・自治振興会 2,429千円 街路防犯灯電気料 @ 2,429,000 円 × 74 = 2,428,300 円 @ 円 × × 1.1 = - 円 合計 2,428,300 円	(推奨事業メニュー分) 1,800,000 円	町内会運営にあたって大きな負担となっている街路防犯灯電気料について追加の助成を行った。(町内会等の区分に応じ、1年間に支払った電気料金に100分の55または100分の15を乗じて得られる額) 電気料金の高騰に伴い町内会予算の大半を電気料金の支払いに充てることになっていた町内会からは、「追加の補助があったことで実施を断念していた町内会活動を実施することができた」という感謝の声も届いており、町内会活動並びに地域振興の促進に寄与したと思われる。
7	単	○	I. 物価高から国民生活を守る	馬鈴薯生産振興対策事業(種子馬鈴薯購入費助成)【農林課】	開始 R5.12 終了 R6.3	①円安や国際情勢の影響による農業用資材費等の高騰が継続している状況にもかかわらず、令和5年の猛暑に起因する農作物の収量低下や品質不良が収益面で農業経営へ影響を及ぼしていることを踏まえ、基幹作物である馬鈴薯の種子購入費の一部を支援することにより、農業者が事業継続できるよう農業経営を下支えする。 ②馬鈴薯の種子購入費の一部を助成する経費を交付対象経費とする。 ③種子馬鈴薯購入費助成金 17,500千円 ・LM配布規格(60g~189g)の種子馬鈴薯 1俵(50kg)につき1,000円×15,580俵 ・LM配布規格(60g~189g)の種子馬鈴薯(原種) 1俵(50kg)につき1,200円×1,600俵 <一般財源 1,000千円充当> ④町内の農業者 127件	対象となる農業者 最大127件への補助	・交付年月日 令和6年3月13日 ・交付件数 種子馬鈴薯を購入した農業者 101名 種子馬鈴薯(原種)を購入した農業者 23名 ・備考 離農のため支援対象外とした者 3名 助成金(種子馬鈴薯 上原町産15名分) @ 814 円 × 5,526 俵 × 1 = 4,500,000 円 助成金(種子馬鈴薯86名分) @ 1,000 円 × 10,430 俵 × 1 = 10,430,000 円 助成金(原種23名分) @ 1,200 円 × 1,504 俵 × 1 = 1,804,800 円 合計 16,734,800 円	(推奨事業メニュー分) 16,500,000 円	円安や物価高騰、猛暑により農業経営が圧迫される中、令和6年度の作業開始を見据え支援を実行したことで、基幹作物である馬鈴薯の生産基盤が守られ、事業継続につながった。
8	単	○	I. 物価高から国民生活を守る	生活路線バス運行支援事業【総合政策課】	開始 R5.12 終了 R6.3	①地域住民にとって身近な交通手段である生活路線バス事業者に支援金を支給することにより、エネルギー価格高騰に対する影響緩和と今後の事業継続を支援する。 ②公共交通の維持確保に努めている生活路線バス事業者に支給する支援金を交付対象経費とする。 ③生活路線バス運行支援金 1,000千円(500千円×2事業者) <一般財源 260千円充当> ④道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営む者であって、町内の営業キロ数が全路線延長の80パーセント以上である路線を有する事業者	対象となる2事業者に支援金を交付	・事業実施期間:令和5年12月14日~令和6年3月29日【事業完了】 ・交付件数:生活路線バス事業者 2事業者 バス事業者 @ 500,000 円 × 2 社 × 1 = 1,000,000 円 @ 円 × × 1.1 = - 円 合計 1,000,000 円	(推奨事業メニュー分) 740,000 円	物価高騰や原油価格高騰に歯止めがかからない中、その影響を受けながら通院や買物など町民生活のために必要な公共交通の維持確保に努めている生活路線バス運行事業者を支援することで、生活路線バスの減便に至ることなく、町民の生活交通確保に寄与した。

○実施計画事業費総額
203,566千円

○事業費総額 179,016,477 円
○交付金充当総額 177,383,969 円

《交付金内訳》

○ 低所得支援枠分(R5)	105,402,412 円
○ 低所得支援枠分(R6)	6,720,000 円
○ 推奨事業メニュー分(R5)	36,940,000 円
○ 一体支援枠分(R5)	26,016,000 円
○ 一体支援枠分(R6)※翌債分	2,305,557 円